



陳 述 書

平成 16 年 7 月 2 日

東京地方裁判所八王子支部民事 3 部 御中

東京都渋谷区神南 1 丁目 6 番 12 号

株式会社ライジングサンセキュリティーサービス

営業担当取締役

中 澤 光



記

当社では、10年くらい前から株主総会の警備も請け負っており、現在は、毎年、約10社の株主総会の警備に当たっています。沖電気工業株式会社（以下「沖電気」と言います。）もそのうちの一社です。

株主総会の警備は特殊な警備活動ですので、ある程度経験のある社員の中から人選して警備に当たさせます。また、実際に株主総会の警備に当たる社員に対しては、ベテランの警備担当社員を講師として、事前に講習を行います。

事前講習では、マニュアルを配布し、これに沿った形で、警備対象となる会社ごとの特殊事情もふまえて講習を行います。参考のため、事前講習の際に使用するマニュアルをこの陳述書に添付しておきます。本件で問題となっている平成14年の株主総会の際も、別添のマニュアルを使って事前講習を行いました。

株主総会における警備のあり方の大枠は、マニュアルに記載されているとおりですが、株主総会の警備において特に重要なポイントは、株主様に対する退場処分があったとき、どのように対応するかです。つまり、退場命令を受けた株主様に対して危害を加えることのないよう、安全にご退場いただくことが、我々に与えられた至上命題なのです。この点、当社では、これまでに、沖電気以外の会社の株主総会も含め、何度も株主様の退場処分に関与してきた経験がありますが、一度も株主様に危害を及ぼしたことはありません。

以上



株主総会警備実施運用マニュアル

1. 基本業務

- ① 総会開始前警備 受付時における不法、不正行為、妨害行為等の防止及び排除。
- ② 総会開始後警備 総会の議事進行の妨害行為、議場内の禁止行為、不正、不法行為等の予防、防止、排除。

2. 禁止行為に対する対応手順＝受付時（開始前）

- ① 会場内及び受付部におけるチラシ等の配布行為。
 - 配布行為者に対し、強く行為の中止を勧告し、辞めない場合は強制的に制止するとともに、主催者の担当者に報告及び臨場して頂き直接中止するよう勧告する。それでも辞めない場合は、主催者側と協議し強制退場する。
- ② 会場内にカメラ、録音機器等を持ち込む行為。
 - 会場内での撮影、録音等の行為は禁止されているため、持ち込み者に対しては、会場内での撮影、録音等の禁止を明確に広報するとともに掲示看板等を必ず呼んでいただくことを伝える。
- ③ 受付部での粗暴行為
 - 即座に現場に急行し、主催者側担当責任者とともに、制止を行い、他の株主様に迷惑がおよぶおそれのある場合は、予め用意した応接室に案内し、主催者側にて対応を依頼し、出入口（場合によっては室内）にて立哨警戒にあたる。

3. 禁止行為に対する対応手順＝総会開始時

- ① 総会開始後は全て議長の指示に従う者とする。
- ② 徘徊、怒号、罵声など議事を妨害する行為に対し、議長から「お静かにお願いいたします」または「ご着席下さい」等の指示があった場合は、速やかにその株主席へ伺い、丁寧な口調にて議長の指示を繰り返し伝える。
それでも辞めない場合は、議長の「これ以上議事進行の妨害が続きますと退場していただくこととなります。」等、退場勧告が発せられた場合は、本人に3回自主退場を促し、それでも辞めない場合は強制退場を実施する。
- ③ 強制退場は、相手に怪我のないよう十分配慮し、腕をつかんだり、衣服を引っ張ったりせず、両手を広げ、必ず原則2名以上で対応し、体を両側から挟み込むようにして会場外へ誘導する。 または、対象者の両側から両腕の下に腕を入れ、負担が無いように配慮し誘導する。
なるべくベルト等は持たない方がよいが、対象者の抵抗が強い場合は、対象者の行動を規制する場合はやむを得ないものとする。

尚、退場は敷地外までとする。

④ 禁止行為者に対しては、議長の指示に従い下記の対応を行う。

- カメラ等の撮影に対しては、その行為が覚知された時点でその本人に近づきカメラの前を手でふさぎ、撮影を制止する。その際「撮影はご遠慮下さい」と丁寧に且つ強い姿勢で注意を促す。
- 録音行為が覚知された場合は、上記同様本人に近づき中止を要請。
- チラシ等の配布行為に対しては、制止し配布物を回収する。

⑤ 議長の指示に従わない場合の対応

- 質問時間が終了したにも係わらず議長がマイクを返すよう指示するが、それに従わない場合は速やかに本人に近寄りマイクを返して頂くようお願いする。
- 上記についても、議長の指示に従わず退場勧告が出された場合は退場手順に従い退場させる。
- 不規則発言について議長の指示に従わない場合は、速やかに本人に近寄り不規則発言を辞めるようお願いする。

※全ての制止行為については2名以上で対応し、あくまでも株主様であるため親切丁寧な口調や対応に心がける。また、対象者に怪我の無いよう全員白手を着用するものとする。

⑥ 最後の議決事項の裁決時には、裁決を妨害する行為を意図する者に対し、騒乱等にならないよう会場内の予め定められた場所に待機し、即座に対応出来るようにする。

4. 総会終了時

① 総会終了に際しては、全ての出席株主様が退場するまで会場内に位置し、無事全員が退場した時点で警備終了とする。

総会警備参加警備員は全て総会に関する一切の事項について第三者に漏洩する事がないよう徹底を図るものとする。

以上

株式会社ライジングサンセキュリティーサービス